

令和4年11月30日

各位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号: 8798 東証プライム、福証)
(連絡先) 総合企画部長 置田 誠
電話 06-6204-1193

人とテクノロジーを深化させ進化する会社

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月16日開催予定の第27回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更を附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加に伴う変更

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行い、あわせて号数の変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記③の削除される規定の効力に関する経過措置等につき、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後にこれを削除するものといたします。

(3) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

当社は、将来的な株主総会の開催方法の選択肢を拡充するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更（変更案第12条）を行うものであります。

なお、附則により、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

（4）補欠監査役制度の導入

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役に関する規定を新設するため所要の変更を行うものであります。

（5）その他全般に関する変更

条文の新設及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

- | | |
|--------------------|--------------------|
| （1）定款変更のための株主総会開催日 | 2022年12月16日（金）（予定） |
| （2）定款変更の効力発生日 | 2022年12月16日（金）（予定） |

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(2) 損害保険代理業</p> <p>(3) 通信販売業務</p> <p>(4) データベースを利用したマーケティング</p> <p>(5) 広告業及び出版、印刷業</p> <p>(6) コンピュータソフトの開発及び関連機材の製作、販売、賃貸</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 資産運用及び事業承継に関するコンサルティング</p> <p>(8) 企業の経営指導、経営診断、財務相談等経営全般にわたるコンサルティング業</p> <p>(9) 不動産コンサルティング</p> <p>(10) 不動産の売買、賃貸、管理及びその媒介</p> <p>(11) 各種講演会並びに研修会の企画、開催</p> <p>(12) 割賦販売の斡旋及び債権の売買</p> <p>(13) 融資、債務の保証等の信用供与及び信用調査業</p> <p>(14) 集金、計算事務の代行業</p> <p>(15) 有価証券の運用・投資・売買・保有</p> <p>(16) 労働者派遣事業</p> <p>(17) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(2) 損害保険代理業</p> <p>(3) 通信販売業務</p> <p>(4) データベースを利用したマーケティング</p> <p>(5) 広告業及び出版、印刷業</p> <p>(6) コンピュータソフトの開発及び関連機材の製作、販売、賃貸</p> <p><u>(7) 電気通信業</u></p> <p>(8) 資産運用及び事業承継に関するコンサルティング</p> <p>(9) 企業の経営指導、経営診断、財務相談等経営全般にわたるコンサルティング業</p> <p>(10) 不動産コンサルティング</p> <p>(11) 不動産の売買、賃貸、管理及びその媒介</p> <p>(12) 各種講演会並びに研修会の企画、開催</p> <p>(13) 割賦販売の斡旋及び債権の売買</p> <p>(14) 融資、債務の保証等の信用供与及び信用調査業</p> <p>(15) 集金、計算事務の代行業</p> <p>(16) 有価証券の運用・投資・売買・保有</p> <p>(17) 労働者派遣事業</p> <p>(18) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第3条～第11条（条文省略） | 第3条～第11条（現行どおり） |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;"><u>（株主総会の開催地）</u></p> <p>第12条 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> |
| 第12条（条文省略） | 第13条（現行どおり） |
| <p style="text-align: center;"><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | （削除） |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2、当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第14条～第28条（条文省略） | 第15条～第29条（現行どおり） |
| <p>（監査役の員数）</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。</p> | <p>（監査役の員数）</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>4名以上5名以内</u>とする。</p> |
| <p>（監査役の選任方法）</p> <p>第30条 当社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>（監査役の選任方法）</p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2、当社は、<u>会社法第329条第3項の規定により、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この選任決議の定足数は、前項の規定を準用する。</u></p> <p>3、<u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>（監査役の任期）</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2、任期の満了前に退任した監査役の補欠として<u>選任された</u>監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>（監査役の任期）</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2、任期の満了前に退任した監査役の補欠として<u>就任した</u>監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| 第32条～第45条（条文省略） | 第33条～第46条（現行どおり） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------|--|
| <p>(新設)</p> | <p>(附則) <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u> 第1条 定款第12条の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条の規定は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>(電子提供措置に関する経過措置) 第2条 2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2、本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれかの遅い日後にこれを削除する。</p> |